

サン電子株式会社 定款

2022. 6. 23 改訂

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、サン電子株式会社と称し、英文ではSUNCORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器、部品の開発、製造、販売、設置工事、保守並びに賃貸
2. コンピューターおよび電子機器のソフトウェア、ビデオソフトの開発並びに販売
3. インターネットによる提供情報の企画、立案、制作
4. インターネットによる情報処理事業、情報提供サービス事業
5. 食品、飲料、化粧品、日用品雑貨、医薬部外品、美容器具および健康器具の開発、製造、販売
6. インターネット等のネットワークを利用した電子商取引事業および通信販売事業
7. 株式、債券、不動産および代替運用（オルタナティブ）への投資
8. 電子機械装置、発電用設備のリース
9. 上記1. から8. までに関連する製品の回収、リサイクル及び古物売買
10. 前各項に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県江南市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、48,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株主権利行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に別段の定めのある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(議長)

第13条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役複数のときは、その順序はあらかじめ取締役会の決議をもって定める。

2. 代表取締役に事故があるときは取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、総会毎に、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 株主総会の議事録は、10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会の決議により、会長、社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
2. 社長は、当会社を代表する。
 3. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集手続き)

- 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

- 第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役（取締役であったものを含む）の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集手続き)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議)

第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第31条 監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

2. 監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第6章 買収防衛策

(買収防衛策)

第32条 当社は、株主総会の決議により、当社の株式等の大量買付行為に関する対応策の導入、変更および廃止につき、定めることができる。

2. 前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第7章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第35条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。
2. 当社は、社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定して負担する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

(電子提供措置等)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。